

随意契約理由書

1 工 事 名	業務用無線設備改修工事（30 - 大管・神管）
2 業 者 名	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社
3 随意契約理由	<p>本工事は、交通管制システムにおいて災害時を想定した相互バックアップ機能を構築することに伴い、交通管制を実施する上で必要不可欠な業務用無線設備においても、回線制御装置（3台）及び基地局無線装置（20台）のバックアップ対応のための改造並びに一部バックアップ対応のため回線制御装置（1台）の新設を行うなど、相互バックアップ機能を構築するものである。</p> <p>本工事の契約相手方としては、運用に支障を与えることなく改造対象の装置を改造する能力があること、当該装置の改造中における不具合により万一運用に支障が生じた場合にも瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等の問題が生じないこと、以上をいずれも満たすことが要件として求められる。</p> <p>パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社は、既設業務用無線設備を独自開発し、本設備の機器製造及び販売を独占的に行っていることから、当該装置に係る仕様や各種設定などを唯一熟知している者として、運用に支障を与えることなく当該装置を改造する能力を唯一有することが認められること、既設装置の運用に万が一支障が生じた場合にも瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等の問題が生じないと認められることから、上記の要件をいずれも具備する者は同社において他にない。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により随意契約とするものである。</p>
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	